

**医療意見書について → 指定医にお見せください。**

## 小児慢性特定疾病指定医の皆様へ

川口市では、令和元年6月21日（金）から7月31日（水）までの期間、小児慢性特定疾病医療費支給の継続申請を受け付けています。

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請者様がこの書類をお持ちになられたら、下記の点に御留意の上、医療意見書を作成くださるようお願い申し上げます。

### 記

- 1 「小児慢性特定疾病情報センター」から患者様の疾病に該当する医療意見書をダウンロードしてください。

小児慢性特定疾病情報センターURL . . . <https://www.shouman.jp/>

- 2 作成した医療意見書には、指定医の記名押印と指定医番号（川口市の場合 11 から始まる10桁の数字）の記載をお願いします。

- 3 患者様の申請時点の疾病の状態の程度を見て、医療費支給の可否を決定します。**必ず対象基準を御確認の上**、医療意見書を作成くださるよう、お願い申し上げます。

（※対象基準は、小児慢性特定疾病情報センターホームページに掲載されています。）

平成30年10月1日から、小児慢性特定疾病情報センターホームページで掲載している医療意見書の様式が新しくなりました。**新規申請用の医療意見書と継続申請用の医療意見書が分かれています**ので、申請の際はご注意ください。なお、これに伴って旧医療意見書の使用終了時期は令和元年10月31日となっています。

- 4 川口市では便宜上、慢性心疾患の複数疾病に罹患した場合（認定基準が同一の場合に限る）に旧様式の副疾病名欄に疾病名の記載があれば、当該副疾病分の医療意見書を省略可としていましたが、**新様式には副疾病名欄がありません**ので、診療上必要であれば、**新様式からは原則どおり疾病ごとに医療意見書を作成**してください。ただし、18歳以上での新たな疾病の追加はできません。

- 5 ヒト成長ホルモン治療をされる場合、医療意見書とは別に「成長ホルモン治療用意見書（継続申請用）」が必要です。こちらにも記名押印と指定医番号の記載をお願いします。
- 6 重症患者認定基準及び人工呼吸器等装着者認定基準を御確認いただき、医療意見書の下部「現状評価」欄に該当の有無を記載してください。  
人工呼吸器等装着者の申請をする場合には、「人工呼吸器等装着者申請時添付書類」の作成もお願いします。

（※重症患者認定基準及び人工呼吸器等装着者認定基準は、川口市ホームページ [http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kosodate\\_gakkou/kodomonoiryo\\_kenko/25300.html](http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kosodate_gakkou/kodomonoiryo_kenko/25300.html) に掲載されています。）